



むし歯ゼロを目指して！

本校では、むし歯などの治療率の向上に取り組んでいます。その一環として、10月8日に、4年生を対象に菊池都市歯科衛生士会の講師による、「ブラッシング指導」を行いました。歯の役割やむし歯や歯周病の成り立ちを学習した後、歯垢を顕微鏡で映した動画を見ました。むし歯や歯周病の予防には歯磨きが大切であり、自分に合った歯ブラシの選び方を学びました。「もっとていねいに歯磨きをしようと思った。」という感想が多く見られ、自分の歯は自分で守る意識が高まりました。



マスクをした状態でのブラッシング指導

二重峠今し下れば道際の露草のあを目に冴え冴えと
 夜も更けてやつと雨音響きおり乾ききりたる木々や畑に
 ゆるやかに十六夜の月昇り来て虫鳴く庭を青く照らしぬ
 真心をこめて書きたる我が母の拙き文ぞ心打つなる
 白みゆく鼻ぐり公園われ一人露の降りたる芝生踏み行く
 朝明けの頬撫でる風ひんやりと冷たさ増して行き合いの空
 触覚をなめるカマキリ三角の顔を左右に動かしながら

短歌会

底知れぬ山の深さや月の暈	田島 三間	一筋の復旧ルート阿蘇の秋	木村 信子
名月や仰ぎ眺めて寝に就けり	宮川 ユキエ	旧姓を呼び合ひ握手菊日和	財津 早雪
窓に覗て表に出て今日の日	紫藤 祥子	幼手やもぐらのやうに芋を握る	原野レイ子
立野路や復興見はらす崖もみじ	曾我 育代	延ばせし手しばし戸惑ふ草の花	寺尾千代子
槌音の響く近隣天高し	曾我トモ子	秋場所の郷土賑はず初賜杯	高橋 孝子
狗尾草尻尾だけ出し踊り出る	緒方チエ子	敬老日孫の写真のあまた来る	福田 貴子
葉もなくて何を秘めたる彼岸花	米山るみ子	はらはらと雨粒こぼす桔梗かな	北川しんじ
栗剥くや山口百恵聴きながら	吉田 幸子	頼る子の今日顔見せず秋の風	佐藤 澄世

菊陽句会報

きくよう文芸

有久 賢治
 梅田 國雄
 佐藤せい子
 中村 正市
 中村 トシエ
 馬場 礼子
 松本 東亜



人権啓発標語 「いっしょにあそぼう ともだちすくう まほうのことば」

菊陽中部小学校 1年 前村 昇希

「アマビエプロジェクトの交流で、病院の患者さんたちと励ましあっています」

武蔵ヶ丘中学校 人権委員長 菊川 凜
 副委員長 福留 紗菜



励まし合いの手紙を指し示す 福留さん(左側) 菊川さん(右側)

新型コロナウイルス感染拡大のために、在宅医療を必要とする患者さんたちが、孤立してしまっていると、武蔵ヶ丘団地そばの清藤クリニックのお医者さんから教えてもらいました。

そこで、わたしたち武蔵ヶ丘中学校人権委員会では、『アマビエプロジェクト』を立ち上げ、アマビエの塗り絵に一言を添えて、患者さんや老人会の高齢者のみなさんに塗り絵を届けていただきました。

先日、お手紙を送った患者さんたちから、たくさんのお返事をいただきました。お返事の中には、「元気づけられました」「笑顔になれました」「前向きに生きていこう！」など、わたしたちも嬉しくなるような温かいメッセージがたくさん寄せられました。一つ一つのお返事を読むと、とても素敵な絵を描いてくださった方、一生懸命にペンを握ってお返事を書いてくだ

さった方、看護師さんなどに代筆してもらってメッセージを届けてくださった方がいることがわかりました。高齢や病気のためにえんぴつを握るのもとても大変だということも、今まで知らなかったし、気づきませんでした。

コロナで地域の人との交流が制限されているので、できないことなど不自由なことも増えました。しかし、今まで関わりのなかった人たちと出会うことができたので、アマビエが何か大切なことに気づかせてくれたように感じます。アマビエのお手紙を通した励まし合いは、とても心が温まり、みんなが幸せを育むことができると感じました。それに、自分へのお返しの手紙を見つけた時には、すごくうれしかったです。お互い励ましたり励まされたり、コロナ状況の中にも改めて感じる言葉の大切がありました。

いただいたお返事には、委員会のみinnで更にお返事を書きました。この活動を通して、いのちの大切さや、人を思いやる心がつながっていったらいいなと思っています。

「菊陽町部落差別の解消の推進に関する条例」施行

2020(令和2)年9月11日

2016(平成28)年12月には、国において「部落差別解消推進法」が施行されています。また、今年6月には1995(平成7)年に制定された「熊本県部落差別事象の発生防止及び調査の規制に関する条例」が全部改正され、「熊本県部落差別解消推進条例」が制定・施行されました。そして、菊陽町でも2020(令和2)年9月11日、町議会の審議を経て「菊陽町部落差別の解消の推進に関する条例」が施行されました。条例は以下の6条の内容です。第1条の目的は全文ですが、以下は抜粋になります。

第1条(目的) この条例は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、部落差別の解消の推進に関する法律(平成28年法律第109号。以下「法」という)の理念にのっとり、部落差別の解消の推進に関し、基本理念を定め、町の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

第2条(基本理念) 全ての町民が等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重される

第3条(町の責務) 町は部落差別の解消の推進に関する施策を講ずる責務を有する

第4条(相談体制の充実) 町は部落差別に関する相談に的確に応ずる相談体制の充実を図る

第5条(教育及び啓発) 町は部落差別の解消を推進するために必要な教育及び啓発を行う

第6条(調査の実施) 国が行う部落差別の実態に係る調査に協力する

部落差別について正しく理解するとともに、自らの問題とし、差別をなくす行動につないでいきましょう。

部落差別のない菊陽町・社会の実現に向けて、わたしたちみんなで行っていきましょう。